

障 福 第 3485 号  
平成 31 年 1 月 9 日

県所管域（指定都市・中核市を除く）  
各指定共同生活援助事業所 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス担当課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 障がい者グループホーム運営支援窓口の相談利用について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月付けで御案内のとおり、県では、平成 30 年度より障がい者グループホーム運営支援事業を実施しております。

当運営支援事業では電話等による相談窓口を開設するとともに、各グループホームを訪問してアドバイスを行うこととしており、障がい者グループホーム（指定共同生活援助事業）の運営に関する困りごとや利用者支援上の疑問等について相談をお受けするとともに、必要に応じて専門家の派遣（いずれも無料）を行っております。

つきましては、相談内容の例をお示ししますので、ぜひ積極的に御活用ください。

#### 1 相談内容の例

運営上の相談	支援対応・職員資質向上の相談
<ul style="list-style-type: none"><li>・加算など事業運営上の疑問について</li><li>・日中支援や入院者への支援について</li><li>・事業所における防災対策について</li><li>・各種記録や書式の整備について</li><li>・個人情報保護について</li><li>・GH 増設や地域との関係づくりについて 他</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待防止や権利擁護について</li><li>・精神障害等の方の理解について</li><li>・ひきこもり等への対策について</li><li>・知的障害の利用者への接し方について</li><li>・介護保険制度への移行について</li><li>・行動障害への対応について 他</li></ul>

※問題の解決ではなく、解決手段の提案やより専門的な相談先の紹介となる場合があります。

#### 2 委託先・窓口

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 障がい者グループホーム運営支援窓口

電話 045-514-1263 (9:00~17:00)・ファクシミリ 045-671-0295

メール gh-soudan@kanafuku.jp

※ 相談窓口の利用、訪問等は無料です。

※ 対象は、神奈川県知事が指定した共同生活援助事業所です。

問合せ先  
障害福祉課施設指導グループ 中村  
電 話 045-210-4724 (直)  
ファクシミリ 045-201-2051